



第19号

2026年3月発行

“成功”は必ずしも約束されていないが、“成長”は必ず約束されている   
 アルベルト・ザッケローニ

本日で、1年間の課程が修了となります。1年間をふりかえって、みなさんは今どのような気持ちを抱いているでしょうか。1年間やりきったという達成感、やり残したことがあるという悔しさ、クラスがかわってしまふ淋しさや悲しさ、一つだけでは表現できない複雑な思いでいる人が多いことでしょう。

白々の授業や部活動、学校行事などを通して、自分なりの“チャレンジ”や仲間との“チャレンジ”によって、ときには成功、ときには失敗を重ねていくなかで、一歩ずつ成長し、白に白に輝く杉中生の姿をたくさんの場面でみられました。

成功や失敗はあくまでも結果にすぎません。成功するか失敗するかわからない状況のなかで、“チャレンジ”した過程は必ず“成長”に繋がります。失敗して同じ場所にもどってきたとしても、失敗をした経験は必ず次の成功への近道となります。常に“チャレンジ”を続けられる人でいてください。

## ～春休みの過ごし方～

### 絶対にしてはいけません

※法に触れたり条例で規制されているもの・業界の自主規制によるもの

#### ① 自転車運転の危険行為

二人乗り 信号無視 車道の右側通行 傘の使用 スマホ・ゲーム機等の操作  
音楽を聴きながらの運転 無灯火運転 など

#### ② バイクの運転・同乗

#### ③ 薬物・危険ドラッグの所持・使用

#### ④ 火遊び（爆竹や危険な花火など）

#### ⑤ 有害玩具の購入・使用（模造銃刀類・エアガン等）

#### ⑥ 放置自転車・バイク等の使用

#### ⑦ 万引き・喫煙・飲酒

#### ⑧ 深夜徘徊・無断外泊

#### ⑨ 賭け事・お金やゲームなどの貸し借り

#### ⑩ 線路への置石、軌道内への立ち入り

#### ⑪ 私有地や空き家・田んぼなどへの侵入、落書きなどの器物破損

#### ⑫ アダルトサイト（マッチングアプリ及び年齢対象外のSNSやゲーム等）へのアクセス



## 守りましょう



- ① 帰宅時刻を守る（遅くなり過ぎないこと！）
- ② 危険な場所（道路・駐車場・線路内等）や入ってはいけないところで遊ばないこと。
- ③ 遊技施設（ゲームセンター・カラオケボックス等）や商業施設（スケート場・ボウリング場・ショッピングモール・映画館・ファミレス等）へは、原則として保護者と行き、できるだけ早く帰宅すること。
- ④ 交通ルールを守り、事故に遭わないようにする。（歩行者の右側通行、横断歩道の活用等）
- ⑤ 外出する時は、行き先・用件・帰宅時刻・同伴者を家の人に告知許可を得る。
- ⑥ 知らない人の車に乗ったり、誘われてもついて行ったりしないこと。
- ⑦ 痴漢・恐喝の被害に遭いそうになったら、まず逃げて、近くにいる人に助けを求め、警察へ届けること。（学校への報告も忘れない）
- ⑧ 金品の貸し借りやおごりあいをしてない。
- ⑨ 無断外泊はもちろんのこと、用のない夜間外出はしないこと。
- ⑩ アルバイトは原則としてしないこと。
- ⑪ 図書館や市民センター等の公共施設等を利用する場合は、マナーを守ること。
- ⑫ スマホや携帯電話に関係したトラブルに気をつけること。（人を傷つけるような書き込み、ものの売買はしない等）自分や他人の画像をアップロードしない。
- ⑬ 電話による名簿などの聞き出しに注意すること。

### 【SNSトラブル防止チェックリスト】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 安易に個人情報や写真を公開しない  | <input type="checkbox"/> 人を傷つける言葉を使わない          |
| <input type="checkbox"/> デマやフェイクニュースは拡散しない | <input type="checkbox"/> 知らない人との個人的なやり取りはしない    |
| <input type="checkbox"/> SNSにのめり込まない       | <input type="checkbox"/> 困ったときは一人で抱え込まず、すぐに相談する |

### 緊急の場合

- 交野警察署（緊急時は110番を。） : 072-891-1234  
 枚方市まるっと子どもセンター : 072-840-7221  
 子ども悩み相談フリーダイヤル（大阪府） : 0120-7285-25（24時間）  
 杉中学校 : 050-7102-9240

### 【大阪府青少年健全育成条例・施行規則より（令和2年度施行）】

・16歳未満の者を、遊技場（ゲームセンター等）、ボウリング場、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等に、午後7時（保護者同伴の場合は午後10時）から翌日の午前5時まで立ち入らせてはなりません。  
 ・保護者は、16歳未満の者を通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、午後8時から翌日の午前4時まで外出させないように努めなければなりません。